

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

奈良県人事委員会規則第三十三号

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会議規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月奈良県条例第三十四号）附則第七条」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号）附則第四条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。